

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県自動車小売業
最低賃金専門部会
議事要旨

| | | | |
|------|---------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 開催日時 | 令和6年10月8日(火) 13時53分～15時05分 | | |
| 開始場所 | 広島合同庁舎3号館1階15号会議室 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員 | 出席 3人 出席 3人 出席 2人 | 定数 3人 定数 3人 定数 3人 |
| 主要議題 | 1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 2 その他 | | |

議 事 要 旨

1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について

事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、労働者代表委員から「自動車小売の課題と労働組合の取り組み」について、資料を用いた説明がなされた。

その後、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「連合広島春闘の賃金引上げ率6.04%を自動車小売業最低賃金993円に乘じて、60円引上げの1,053円を提示したい。もう一つの根拠として、労働組合のない企業から賃上げの相談を受けた際、連合広島の春闘結果の賃金平均及び全国マツダ労連の水準を説明したことからそういった観点を踏まえて今回60円とした。」との金額提示があった。

使用者代表委員は、「企業経営における不安材料は、原材料費、燃料費、物流費などのコストの上昇が企業収益を圧迫していることである。また、人手不足や価格転嫁対応などの経営課題を抱えている。こういった中で企業における最優先課題は「事業の存続」である。労働者代表委員の発言は理解するが、経営とのバランスを考えなければならない。賃上げは、状況によるが、年1～3%が計画的、継続的に行うために妥当であろう。一方、消費者物価指数が上がっており、県最賃ではこれらが考慮されたことから、物価については丁寧に見る必要がある。支払い能力については、原資の乏しい、業界の中で一番過酷な状況に置かれている中小、零細企業や小規模事業者に目線を置いて検討されるべきである。賃上げは拒否しないし、努力すべきである。しかし急激に行うと企業経営に大きなインパクトとなる。人手不足は整備士だけでなく、全ての職種で同じ状況。価格転嫁は大手ディーラーですら途中であり、転嫁できているのは約20%という新聞記事もあった。倒産も増加している。無理に上げて、雇用全体を失うことは本末転倒である。金額提示については、物価上昇、県最賃の引上げ率も加味しなければならないが、認証不正問題の影響が大きいことから、昨

年と同様の3.7%アップのプラス37円、1,030円で提示する。」との金額提示があった。

その後、公益代表委員との協議により使用者代表委員が引上げ額を37円から40円に変更し、労働者代表委員が引上げ額を60円から57円に変更したものの、いまだ双方の意見の隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。

2 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第3回 広島県自動車小売業最低賃金専門部会

日 時 10月10日(木) 午前9時00分～

会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室

主な議題 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について